

地縁団体認可申請

ハンドブック

五條市総務部地域政策課

認可地縁団体

《認可地縁団体とは？》

『認可地縁団体』は、町内会・自治会（地縁による団体）が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市町村が認可（法人格を付与）するものです。

《認可地縁団体制度のあらまし》

平成3年3月以前から町内会・自治会で所有している会館や土地の不動産登記の名義が、会長等の個人または、共有にしている場合があります。

これは、町内会・自治会が法的な法人格を得ることができなかったためであり、したがって、町内会・自治会の名義での不動産登記ができませんでした。

この場合、名義人が市外へ転出等や死亡したときは、法務局への変更登記が必要となり、相続や費用の負担などの大きな問題が生じていましたが、平成3年4月に地方自治法が改正され、不動産等の資産を保有していること又は保有する予定がある町内会・自治会が市町村の認可を得て法人格を得られるようになりました。

その後、不動産等の保有要件の見直しが行われ、令和3年11月に地方自治法が改正されるに伴い、町内会・自治会が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、認可を得て法人格を得られるようになりました。

《認可地縁団体のメリット》

認可地縁団体になった場合は、次のようなメリットがあります。

- ①自治会等で法人格を取得することにより、団体名で不動産登記ができます。不動産の相続の際のトラブルを避けることができます。（代表者が変更しても、不動産登記の変更は不要となります）
- ②任意の団体から、法人格を得たということで、社会的信用が高まります。

《認可地縁団体のデメリット》

認可地縁団体になった場合は、次のようなデメリットがあります。

- ①地縁団体は、公益法人とみなされ、税法上優遇されます。ただし、登記のための登録免許税については、減免措置がないため名義変更の際に費用が発生します。

- ②不動産の現在の所有者(個人名で登記されている場合)の相続が発生している場合には、相続人の委任状をもらうのが大変です。そのために戸籍謄本を取得するなど多くの費用がかかる可能性があります。
- ③認可を受けた地縁団体は、法人格を付与されるものであり、法人県民税の課税対象となりますので、速やかに市、県及び税務署へ法人設立届を行わなければなりません。
- また、法人市民税の課税対象となります。このため、毎年事業年度終了後の一定期間内に法人市民税の申告を行う必要があります。事業の内容が通常の町内会活動のみで、収益事業を行っていない場合は、減免措置があり、申告と合わせて減免申請が必要となります。
- また、収益事業をしている場合は、税務署への収益事業開始届を行う必要があります。
- ④地縁団体については、団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の氏名、住所等を市町村長が告示します。その後、この告示した事項や規約に変更が生じた場合は、団体の代表者が遅滞なく届け出ることとされています。

認可の申請について

1. 認可の要件

認可を受けるための前提

法人格を得る目的は、地域的な共同活動を円滑に行うことが認可の前提条件です。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの町内会・自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

認可を受けるための要件

認可の要件は以下の4つとなります。

- (1) 町内会・自治会の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※ここでの共同活動とは、清掃活動、防犯活動、防災活動、集会施設の管理など、一般的な町内会・自治会活動のことを指します。

- (2) 町内会・自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※地番や道路、河川などで町内会・自治会の区域が容易にわかる状態である必要があります。他の町内会・自治会と区域が重なったり、区域が流動的であったりする場合などは認可されません。

- (3) 町内会・自治会の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。したがって、世帯単位を構成員とすることは認められません。

また、区域内に住所があること以外に、年齢や性別、国籍等の加入条件をつけたり加入を希望する人を拒むことは認められません。

「相当数」とは町内会・自治会区域内の全住民の過半数です。

※世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。全住民が構成員となるので、生まれたばかりの子どもでも構成員であれば名簿に記載する必要があります。

ただし、全住民が構成員でなければ認可されないということではありません。

構成員だけの名簿を作成してください。

- (4) 下記の事項を全て含む規約を定めていること。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

※認可を受ける場合には、上記8項目を全て含んだ規約を定める必要があります。この項目以外に規約を定めることに関しては問題ありませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。

また、規約の名称についても特に制限はなく、「〇〇町内会規則」「××自治会規程」等の名称でも構いません。

2. 認可申請の手続き

実際に認可申請を行う場合は、下記の流れとなります

- ①町内会・自治会内で認可申請について話し合う
- ②規約改正（案）の作成
- ③町内会・自治会で規約に従った総会を開催し、下記事項等について議決する
※役員会などでの議決は認められません。
 - ・規約の改正
 - ・認可申請することの議決
 - ・代表者の決定
 - ・構成員の確定
- ④市地域政策課へ認可申請書の提出
- ⑤市地域政策課による認可要件審査
- ⑥市長による認可・告示

3. 認可申請に必要な書類

- ①認可申請書
- ②規約
- ③認可申請について総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）
- ④構成員の名簿
- ⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類＜前年度の事業活動報告として、総会に報告した報告書等＞
- ⑥申請者が代表者であることを証する書類（選任証明書）
- ⑦申請者が代表になることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名のあるもの（就任承諾書）
- ⑧区域図
- ⑨区域を示す地番一覧表

認可後の地縁団体について

4. 申請した事項に変更があったら、速やかに地域政策課へ提出を！！

規約に変更があったら

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に別途必要書類を添え、市長に届け出をしなければなりません。市長の変更の告示がないと、変更したことに効力がないため第三者に対して対抗できません。

【申請に必要なもの】

- ・「規約変更認可申請書」
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し等で、議長・会長・議事録署名人の署名があるもの）

告示事項に変更があったら

告示事項に変更があった場合には、代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届け出をしなければなりません。この届け出をもとに市長は変更の告示を行います。市長の変更認可がないと規約内容は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

告示事項は次のものです。いずれかに変更がある場合は、必ず届け出をしてください。

- ①規約に定める目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨認可年月日

【申請に必要なもの】

- ・「告示事項変更届出書」
- ・「選任証明書」（代表者変更の場合のみ）
- ・「就任承諾書」（代表者変更の場合のみ）
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し等で、議長・会長・議事録署名人の署名があるもの）

5. 不動産登記等に必要な書類

告示事項の証明書の交付

市長による告示を受けた後には、町内会・自治会名義での不動産登記に必要な「地縁による団体証明書」の交付を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・「告示事項に関する証明書交付申請書」
- ・手数料 1 通 3 0 0 円

印鑑の登録

認可地縁団体の印鑑を 1 地縁団体につき 1 個登録できます。

※印鑑登録できないもの

- ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。
- ②印影の大きさが1辺の長さが、8ミリの正方形におさまるもの又は1辺の長さが、30ミリの正方形におさまらないもの。
- ③印影を鮮明に表しにくいもの。
- ④その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの。

【印鑑登録に必要なもの】

- ・「認可地縁団体印鑑登録申請書」
- ・登録する認可地縁団体の印鑑
- ・代表者個人の「印鑑登録証明書」1通（発行から3ヶ月以内）及びその印鑑

※登録できるのは原則として代表者本人のみです。

印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は、不動産登記等に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」
- ・登録されている認可地縁団体の印鑑
- ・手数料1通300円

6. 認可地縁団体に関わる税金

認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、市税務課、奈良県税事務所、税務署（収益事業を行わない場合は不要）にそれぞれ法人設立の届出が必要になります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

認可地縁団体の税金の取り扱いは以下のとおりです。

税の種類		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	固定資産税	従来どおりの課税 集会施設など減免措置あり	
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税

	不動産取得税	課税 集会施設など公共施設に供する不動産の場合、減免措置あり	
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

収益事業を行っている認可地縁団体については、税務署、奈良県税事務所、市役所に申告が必要です。収益事業については税務署に確認してください。

県税の減免手続については、奈良県税事務所にお問い合わせください。

各税のお問い合わせ先		
市民税 固定資産税	市役所税務課	0 7 4 7 - 2 2 - 4 0 0 1
法人県民税 事業税	奈良県税事務所課税第二課	0 7 4 2 - 2 0 - 4 5 3 5
不動産取得税	奈良県税事務所課税第一課	0 7 4 2 - 2 0 - 4 5 3 4
法人税	葛城税務署	0 7 4 5 - 2 2 - 2 7 2 1
登録免許税	奈良地方法務局五條支局	0 7 4 7 - 2 2 - 2 4 8 4

7. 認可の喪失

認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が、下記のいずれかに該当、もしくは不正な手段によって認可をうけたときは、認可を取り消されることがあります。

- ① 目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ② 相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

8. その他の義務等

・財産目録の作成と備置義務

保有財産がある場合は、財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

・構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごと

に訂正してください。

- ・総会開催の義務

代表者は少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開いてください。

- ・その他

代表者及びその他代理人が職務上、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

留意事項

- ・認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。
- ・認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。
- ・構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。
- ・認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることになり、破産宣告の請求を怠った時などに、非訟事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。

五條市役所総務部地域政策課

住所：637-8501 五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号

電話：0747-22-4001(内線 236)

令和 4 年 4 月改正